

○国土交通省告示第三百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十三年四月八日

国土交通大臣 大島 章宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 一般国道468号新設工事〔有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事〕（神奈川県海老名市中新田字二番河原地内から厚木市金田字新神明下地内までの間及び神奈川県厚木市上依知字道珍地内から相模原市緑区川尻字本沢地内までの間）及びこれに伴う附帯工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 神奈川県海老名市中新田字二番河原及び字一番河原並びに河原口字河淵、字下河原、字中河原、字上長沢、字宿、字坊中及び字上河原地内

神奈川県厚木市金田字新河原、字新御嶽下、字御嶽下、字走落、字新走落、字前河内下、字新前河内下、字森下、字新森下、字新白鳥、字新台畑下及び字新神明下並びに上依知字上谷戸、字中山下、字八幡ヶ谷戸及び字鬼ヶ谷地内

神奈川県愛甲郡愛川町中津字下六倉、字諏訪、字大塚及び字大塚下並びに角田字小沢城坂、字小沢谷戸、字梅沢山、字小沢室久保及び字梅沢浦地内

神奈川県相模原市緑区小倉字三栗山、字小倉山、字大和、字大保戸、字下平、字和田、字馬込、字原及び字尾太、緑区葉山島字奈良尾、字沓掛、字下川原、字相生、字鬼久保、字堂ノ尾、字藤木、字紅葉山及び字下倉、緑区城山一丁目、緑区城山二丁目、緑区城山三丁目、緑区城山四丁目並びに緑区中沢字義、字信及び字智地内

2 使用の部分 神奈川県海老名市中新田字一番河原並びに河原口字河淵、字中河原及び字坊中地内

神奈川県厚木市金田字新河原、字新御嶽下及び字新白鳥並びに上依知字道珍及び字上谷戸地内

神奈川県愛甲郡愛川町中津字下六倉、字上六倉、字諏訪東、字諏訪、字諏訪前及び字大塚並びに角田字下小沢、字小沢下原、字小沢上原、字小沢城坂及び字小沢谷戸地内

神奈川県相模原市緑区葉山島字沓掛、字相生、字鬼久保、字紅葉山、字下倉及び字旭山、緑区小倉字小倉山、字大和、字大保戸、字下平、字和田、字馬込、字原及び字尾太、緑区中沢字信、字智及び字禮並びに緑区川尻字本沢地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、神奈川県海老名市中新田字二番河原地内の海老名インターチェンジから東京都八王子市裏高尾町地内の八王子ジャンクションまでの延長27kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道468号新設工事〔有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事〕及びこれに伴う附帯工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道468号新設工事〔有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事〕」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。本体事業の施行により遮断される農業用道路及び農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路及び用水路に関する事業に該当する。本体事業の施行に伴う附帯工事として行う迂回道路及び工事用道路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受け行うことができるとされているところ、中日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道。以下「圏央道」という。）は、東京都心から半径約40kmから60kmの間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市、千葉県成田市、木更津市等の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる高速自動車国道等と相互に連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中により生じる交通混雑の緩和、東京都心部への一極依存構造から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成、環状で結ばれる都市相互の機能分担及び連携交流を行う分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和のとれた発展等を目的とする延長約300kmの自動車専用道路である。

圏央道が通過する神奈川県海老名市から東京都八王子市へ至る間の幹線道路としては、一般国道16号、一般国道129号、一般国道246号等があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、神奈川県厚木市、相模原市等の既成市街地を通過していることから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうしており、各所において交通混雑が発生し、交通事故も多発している状況にある。

平成17年度道路交通センサスによると、一般国道16号の自動車交通量は、八王子市北野町地内で52,673台／日、一般国道246号の自動車交通量は、厚木市妻田地内で75,152台／日であり、混雑度はそれぞれ1.29、1.26となっている。

本件事業の完成により、高速自動車国道第一東海自動車道（以下「第一東海自動車道」という。）と高速自動車国道中央自動車道富士吉田線（以下「中央道」という。）とが連絡されるとともに、供用済みの圏央道等と一体となって、神奈川県、東京都等を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、神奈川県内外の連携の強化及び交流の拡大が図られることから、産業及び経済の活性化に寄与することが認められる。また、神奈川県の県央地域等における南北方向の新たな自動車専用道路として、現道が担っている幹線交通を本件区間が分担することにより、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である神奈川県知事又は東京都知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、神奈川県区間については平成6年6月及び平成9年6月に、東京都区間については平成元年2月及び平成9年2月に、それぞれ大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については一部環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁を設置することにより、環境基準を満足するとされていることから、

起業者は本件事業の施行に当たり、遮音壁の設置等を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、国際希少野生動植物種であるコアジサシ等が確認されている。このうち、オオタカについては営巣が確認されており、起業者は、専門家からなる検討会を設置し、保護対策を実施している。ハヤブサ、コアジサシ等については営巣が確認されておらず、計画路線により改変される部分は周辺の生息環境の広がりに対して小さいことなどから影響は軽微であると環境影響評価において評価されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン等が確認されているが、起業者は、工事施工前に確認調査を行い、工事による改変区域で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、個体群の存続が保障されるような所要の措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、このうち7箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は引き続き残る4箇所についても神奈川県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、第一東海自動車道と中央道を連絡することなどにより広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和等を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第2級又は第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本体事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、神奈川県区間については平成6年6月17日及び平成9年6月10日に都市計画決定され、平成20年11月28日に変更決定された都市計画と、東京都区間については平成元年3月13日及び平成9年2月24日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、神奈川県内外を結ぶ自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、広域的な高速交通ネットワークを早期に整備する必要があるとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、神奈川県知事を会長とする首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 神奈川県海老名市役所、厚木市役所、同県愛甲郡愛川町役場及び相模原市緑区役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 神奈川県愛甲郡愛川町中津字下六倉、字上六倉、字諏訪東、字諏訪、字諏訪前、字大塚及び字大塚下並びに角田字下小沢、字小沢下原、字小沢上原、字小沢城坂、字小沢谷戸、字梅沢山、字小沢室久保及び字梅沢浦地内